

6 マンション改良工事助成の申込み

お申し込みいただける時期について

・機構の「融資承認通知書」の発効後、機構のリフォーム融資の金銭消費貸借契約の締結までに、助成申込みをし、交付決定を受ける必要があります。

- 申込みに必要な書類を全て準備いただいた上で、マンション課に提出してください。
- 以下の(1)～(15)が必要です。(1)～(13)は2穴開けてください。
- A3サイズの書類がある場合、その書類は片面印刷としてください。

(1) マンション改良工事助成申込書

- ・助成申込書には、表と裏があります。
- ・リフォーム融資借入申込みとマンション改良工事助成申込みとの間に、**理事長が変更**されている場合、理事長の変更を承認した総会等の議事録(変更後の理事長の氏名を確認できるもの)を提出してください。
- ・記入例を、本パンフレット8～11ページに記載しておりますので、ご覧ください。

(2) 委任状(管理組合員以外(管理会社、施工会社等)が申込書の連絡先になる場合)

- ・申込書の代表者及び理事長印と同一としてください。
- ・委任状の様式及び記入例は、東京都マンションポータルサイトに掲載しています。→



(3) 機構の「マンション共用部分リフォーム融資借入及び保証委託契約申込書」の写し(機構にWeb申請した場合「マンション共用部分リフォーム融資借入申込及び保証委託契約申込内容」の控え)

- ・機構の受付年月日が記入又は押印されているものを提出してください。

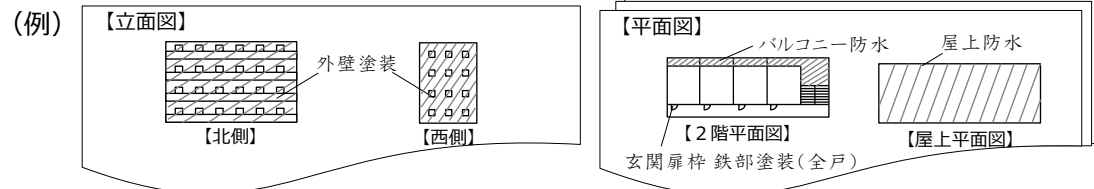
(4) 機構の「融資承認通知書」の写し

- ・借入申込後に内容変更をし、「融資承認変更通知書」がある場合は添付してください。

(5) マンションの概要(平面図・立面図)及び修繕箇所を明示した設計図書*の写し

- ・平面図は全戸を把握できるもの、立面図は2面以上を提出してください。

※**修繕箇所を明示した設計図書**とは、主な工事種類(屋上防水、外壁塗装など)それぞれの修繕箇所が示された図面です。修繕箇所が図面で分かるものであれば、工事説明会の資料や、平面図及び立面図に工事種類とその工事を行う箇所を斜線等で書き込んだもので構いません。



(6) 工事見積書又は工事請負契約に基づく請負代金内訳書(総括表)の写し

- ・融資対象工事費及び工事種類を確認できる総括表を提出してください。
- ・総括表は機構への融資申込時点のものをご提出ください。工事見積書又は工事請負契約が複数ある場合、それぞれの総括表をご提出ください。「融資承認変更通知書」による変更がある場合は、変更後の金額を確認できる請負代金内訳書(総括表)を提出してください。
- ・融資対象工事費に**予備費**が含まれる場合、予備費を承認した総会議事録の写しも添付してください。総会議事録に予備費の金額が記載されていない場合、総会議案書の写しも添付してください。

(7) マンションの管理規約の写し

- ・管理規約に別表がある場合は、別表を添付してください。
- ・管理規約に、修繕費の借入・償還に関する条項がないときは、総会決議の議事録の写しも添付してください。

(8) 長期修繕計画(工事周期表のみでなく資金計画表*を含む)の写し及び総会議事録等の写し

- ・長期修繕計画を承認したことが分かる総会議事録等の写しを添付してください。
- ・長期修繕計画に(9)の期間が含まれない場合、(9)の期間が含まれる過去の長期修繕計画の写しも添付してください。
※**資金計画表**とは、修繕積立金等の年度ごとの収入、支出が分かる表です。
- ・以下の箇所を明示(マーカー・付箋等)してください。
長期修繕計画上の修繕積立金総額
長期修繕計画上の修繕積立金年額((9)の期間と比較できる年度の額)
長期修繕計画上の工事費総額

(9) 申込書に記載した修繕積立金の年間積立額の算出根拠が分かる書類(収支報告書決算等)

- ・**直近過去の会計年度**又は**直近過去1年間**の現行の修繕積立金年額が分かる収支報告書決算等を提出してください。
- ・以下の箇所を明示(マーカー・付箋等)してください。
修繕積立金の年間積立額

(10) 過去に修繕工事を実施している場合は、修繕履歴*を明記した書類の写し

- ※**修繕履歴**とは、大規模修繕工事等の、修繕積立金を使用して行った修繕の時期、内容、費用等を記載したもの。

(11) 耐震診断又は簡易な耐震診断の実施に係る契約書の写し(旧耐震基準のマンション*)

- ・区市の耐震診断を利用している場合は、区市から発行される文書の写しでも可とします。

(12) 耐震診断又は簡易な耐震診断の結果の概要が分かるもの(旧耐震基準のマンション*)

- ・耐震診断又は簡易な耐震診断は、一級建築士等が行ったものとします。
- ・X方向及びY方向の各階Is値が分かるもの及び総括部分を提出してください。
※**旧耐震基準のマンション**とは、昭和56年(1981年)5月31日以前に建築確認を受けたマンションです。

(13) 新築時の確認済証の写し、検査済証の写し又は建築確認台帳の記載事項証明書*の写し

- ・確認済証の写し、検査済証の写しの**いずれか**をご提出ください。いずれもお手元がない場合は、建築確認台帳の記載事項証明書を取得の上、写しを提出してください。
(エレベーターではなく共同住宅のものが必要ですので、ご注意ください。)
- ※**記載事項証明書**とは、確認済証や検査済証の代わりに、特定行政庁が発行する証明書です。

(14) 修正用封筒 A4用紙が入る大きさ(角2サイズ)(申込送付時と同額の切手を貼り付けず同封)

- ・申込書類等の不備や、募集締切りによる返送等の必要がある時に使用します。
- ・修正がなければ「交付決定通知」送付時に切手のみ返送します。封筒一体型のもの(レターバック等)は、「交付決定通知」送付用封筒での返送ができないため、使用しないでください。
- ・委任状により、マンション改良工事申込が委任されている場合は、管理会社や施工会社等の住所を、委任されていない場合は、理事長又は管理組合の住所を記入してください。
- ・委任されている場合は、管理会社や施工会社等宛ての料金受取人払郵便もご利用いただけます。

(15) 「交付決定通知」送付用封筒 A4用紙が3つ折で入る大きさ(長3サイズ)(110円切手貼付)

- ・委任状により、交付決定通知受領が委任されている場合は、管理会社や施工会社等の住所を、委任されていない場合は、理事長又は管理組合の住所を記入してください。
- ・委任されている場合は、管理会社や施工会社等宛ての料金受取人払郵便もご利用いただけます。